

---



---

## 海 外

---



---

### 国 際 機 関

#### ◇ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月25日、ワシントンにおいて第23回の会合を開催、以下のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)暫定委員会は、84年9月22日、ワシントンにおいてドクレルク・ベルギー副首相兼蔵相を議長として、第23回の会合を開催した。本会合にはド・ラロジュールIMF専務理事が参加したほか、いくつかの国際機関およびスイスからオブザーバーが出席した。

2. 世界経済見通しの討議において、委員会は、84年の先進国の経済成長率が5%と予想を上回って推移していることに満足の意を表明した。委員会はまた、投資が特に好調であり、インフレが抑制されていることに留意した。しかし、欧州においては、その回復が未だ十分でなく、失業も高水準にとどまっていることおよび多くの発展途上国が依然として困難な状況にあることに懸念を表明した。しかしながら、多くの発展途上国において輸出の増大により経常赤字の一層の削減が見込まれており、1人当たり国民所得も回復してきている点は、好ましい動きである。

委員会は、景気回復を持続するため、引続き中期的戦略を維持することが適切である旨合意した。こうした戦略は、特に、インフレ抑制的な金融政策、歳出削減を中心とした財政構造の改善と財政赤字の圧縮のための措置および市場の効率性を妨げる保護主義的措置を含む構造的硬直性に対する確固たる取組みを含むものである。

3. 多くの発展途上国の対外債務問題は依然として深刻であるが、委員会は、債務国および債権国が調整計画の枠組みの中でこの問題を解決するため協調して行ってきた戦略が相当の進展をみ、それが世界貿易の回復によって促進されたと考えた。委員会は、債務問題の解決のためには、全ての関係者間の緊密な協力が引続き必要とされる旨強調した。この関連で、先進国において適度な経済成長が維持されること、実質金利が現在の水準から大幅に低下すること、および債務国自らが断固とした調整政策を継続していくことが重要である。主要先進国は、

インフレなき成長をもたらす政策を遂行し、発展途上国に対し十分な市場アクセスを提供することに特別の責任を負っている。また、有効な調整を奨励・促進するためには、引続き十分なファイナンスを必要とする。一方、借入国側は、対外収支ポジションの強化、資源の有効利用を図ることを通じてより自国に対する信認を回復し、早期に経済成長が再開できるような経済調整計画を実行していくことにより、問題解決に大きく貢献することが肝要である。この関連で、委員会は、有効な調整がなされている場合には多年度にわたる債務繰延べが行われることを歓迎する。委員会はまた、対外債務問題に対する協調的戦略を遂行していく上で、IMFが引続き重要な任務を有していることを強調した。

4. 委員会は、依然として保護主義的措置がとられていることに懸念の意を表明した。委員会は、保護主義への動きが抑制されなければ、これが世界経済の回復持続を阻害し、国際貿易および国際金融制度の円滑な機能を妨げることに留意した。そこで、委員会は、世界貿易に重きをなす主要先進国によるロンドン・サミットおよび最近における他の国際的な場で開放的貿易政策への公約がなされたことを歓迎した。委員会は、最近いくつかの国で保護主義的圧力を抑制する措置がとられたことを歓迎しつつ、全加盟国がこうした一般的な公約を、新たな保護主義的措置の導入を回避し既存の保護主義的措置を撤廃していくための具体的措置として実施に移していくことを求めた。

委員会は、発展途上国の輸出のための市場アクセスの改善が、それらの国自身の調整努力を促し、債務問題の長期的解決を図る上で重要な要素となっている点につき注意を喚起した。委員会はまた、貿易政策に対する国際的監視の強化の重要性を強調した。この点に関し、委員会は、IMFがそのサーベイランス機能との関連で、また、貿易分野に責任を有するGATTその他の機関の支援の下で保護主義問題に引続き特別の関心を払うべきであると考えた。

5. 委員会は、次回会合において世界金融情勢および債務問題解決に向けての現在のアプローチ、加盟国の調整努力および国際収支見通しに関する諸問題を中期的枠組みの中で討議することに合意した。これらの討議事項には、対外債務、国際的な資本移動、貿易政策およびこれらの問題に対処するに当たってのIMFのサーベイランスの役割が含まれる。この関連で、これらの問題の討議のたたき台とするため、委員会は、専務理事に対し、IMFの権能の範囲内で、理事会討議に付されるバックグラウンド・ペーパーを準備し、委員会の次回会合に報告する

よう要請した。

6. 委員会は、1985年の増枠融資制度およびIMFの資金の利用限度に関する政策問題について討議した。増枠融資制度は一時的な性格を有する制度であり、本制度およびその下での借入限度は特別融資制度の下での借入限度とともに、84年末までに見直しを行うこととされている点を確認した。

委員会は、世界経済情勢に改善がみられるにもかかわらず、多くの加盟国が依然として支払困難の問題に直面しており、その中期的見通しを立てるうえで重大な不確実性が残っていることを認識した。こうした環境の下で、委員会は、増枠融資制度を継続する必要があることに合意し、85年の借入限度について次のような結論に達した。

- a. 85年の増枠融資制度の下における借入限度は、国際収支上の必要性の程度および経済調整努力の遂行状況に応じて、年間でクォータの95%または115%、3年間で280%または345%、累積で408%または450%とする。現在と同様、理事会は、例外的な場合には借入限度を超える金額のスタンプバイ取極めまたは拡大信用供与取極めを弾力的に承認できる裁量を保持することとする。
- b. 特別融資制度の下での借入限度は現行どおりとする。
- c. 現在と同様、借入限度は目標とみなされるべきではない。借入限度および増枠融資制度自体については加盟国の国際収支上の問題やIMFの流動性ポジションを含む全ての要因を勘案のうえ85年末までおよびそれ以降は毎年見直しを行うものとする。

委員会は、理事会に対し、本年末までに、委員会において得られた結論を実施するために必要な措置を完了するよう要請した。

7. 委員会は、国際流動性の状態および世界経済の状況を背景に、SDR配分の問題を再検討した。この関連で、委員会は、理事会でのこの問題の討議についての専務理事の説明に留意した。

委員会の多数のメンバーは、現存の準備資産を補充する長期の世界的必要性があり、現状でのSDR配分はIMF協定の要件を十分に満たしており世界経済と国際通貨制度を強化するものである、という確固たる見解を再度表明した。しかしながら、一部のメンバーは、世界的な流動性不足は実証されていないと引続き考えている。彼らの見解によると準備不足に陥っているいくつかの国々の直面している問題は、経済政策の調整と条件付き融資の供給により解決されるべきであるとされている。

本会合で結論を得るまでには至らなかったが、委員会は、本件が緊密かつ継続的検討に付されるべきことを認識した。よって委員会は、理事会に対し、関連する諸問題の検討を継続することを要請した。委員会のメンバーの大多数は、現基本期間でのSDR配分についての広汎なコンセンサスの達成に向けて努力を継続すべきことに合意した。

8. 委員会は、次回会合を1985年4月にワシントンで開催することに合意した。

## 米州諸国

### ◇カナダ、進歩保守党政権成立

カナダでは9月4日、総選挙が実施され、マルローニー党首の率いる進歩保守党が連邦下院の過半数以上の議席を獲得(282議席中211議席)、この結果自由党に代って5年ぶりに政権を担当することとなり、9月17日新内閣を組織した。新内閣の主なメンバーは次のとおり。

首相 (Prime Minister)	Martin Brian Mulroney
蔵相 (Minister of Finance)	Michael Wilson
外相 (Secretary of State for External Affairs)	Joe Clark
国際貿易相 (Minister of International Trade)	James Kelleher
地域産業振興相 (Minister of Regional Industrial Expansion)	Sinclair Stevens
エネルギー・鉱山・資源相 (Minister of Energy, Mines and Resources)	Patricia Carney

なお進歩保守党は今回の選挙中、経済政策に関しては①実質ベースでの財政赤字の削減、②外資流入促進等の見地から国家エネルギー計画(1980年10月に前自由党政権が策定。55年11月号「要録」参照)に基づく租税措置

### カナダにおける総選挙の結果

	新議席数	今回 得票率	前回(80 年2月) 選挙	同左 得票率
		%		%
進歩保守党 (Progressive Conservative)	211	50	100	33
自由党 (Liberal)	40	28	148	44
新民主党 (New Democ- ratic Party)	30	19	33	20
その他	1	3	1	3
計	282	100	282	100

等の一部変更、FIRA(外国投資審査法)の改変、③若年労働者の雇用促進を図るための企業減税の実施、などを公約している。

## 欧 州 諸 国

### ◇EC、ECU構成通貨のウエイトを変更

1. EC蔵相会議は9月16日、ECU構成通貨のウエイトを変更するとともに新たにギリシャ・ドラクマ(Dr.)をECU構成通貨に加える旨発表した(9月17日実施)。新しい構成通貨ウエイト等は次のとおりであるが、とくにドイツ・マルクのウエイトが引下げられる一方、フランス・フランやイタリア・リラのウエイトが引上げられている点が目立つ。

構成通貨	構成ウエイト (%)		1 ECUに占める通貨量	
	変更後	変更前	変更後	変更前
ドイツ・マルク	32.0	37.37	0.719	0.828
フランス・フラン	19.0	16.93	1.31	1.15
英・ポンド	15.0	14.05	0.0878	0.0885
イタリア・リラ	10.2	7.86	140.00	109.00
オランダ・ギルダー	10.1	11.46	0.256	0.286
ベルギー・フラン	8.2	8.27	3.71	3.66
ルクセンブルグ・フラン	0.3	0.3	0.14	0.14
デンマーク・クローネ	2.7	2.70	0.219	0.217
アイリッシュ・ポンド	1.2	1.06	0.00871	0.00759
ギリシャ・ドラクマ	1.3	—	1.15	—

2. 今回の措置の背景は次のとおり。

①1978年12月のEMS発足に関する基本合意で構成通貨のウエイト等は、「EMS発足後6ヵ月以内およびその後5年毎に見直す(注)」こととなっていること(EMS発足後6ヵ月以内の時点での見直しは行われなかった)。

②ギリシャのEC加盟(1981年1月1日)に際し、同国通貨ドラクマは、「遅くとも1985年末までにECUに含めるべし」との取極めがなされていたうえ、同国からも「見直しが行われるこの機会にECUに含めて欲しい」旨の要請があったこと。

(注) このほか、構成通貨のウエイトがその後の為替相場の変動により25%以上変化した場合にも加盟国の要請により見直しが行われることとなっている。なお、構成ウエ

イトは、各国のGNP、域内貿易量等をもとに決定される。

3. なおEC委員会は翌17日、ギリシャ・ドラクマの対ECU代表相場を1 ECU=87.4813 Dr.と設定、あわせて英・ポンドの対ECU代表相場を1 ECU=0.587087 £から同0.585992 £に変更したと発表した(注)。

(注) 今次措置後のEMS参加国通貨および英・ポンド、ギリシャ・ドラクマの対ECU基準相場は以下のとおり。

1 ECU=2.24184 D.M. (83/5/18以降)	
=2.52595 D.G1. ( " )	
=44.9008 B.Fr. ( " )	
(Lux. Fr. も同値)	
=1,403.49 Lit. ( " )	
=6.87456 F.Fr. ( " )	
=0.725690 Ir.£. ( " )	
=8.14104 D.Kr. ( " )	
=0.585992 £.* (84/9/17以降)	
=87.4813 Dr.* ( " )	

\*英・ポンドとギリシャ・ドラクマはEMS未参加につき、基準相場ではなく代表相場(taux représentatif)。

### ◇フランス政府、企業設立促進措置を決定

フランス政府は8月29日、企業設立促進の観点から概要次のような優遇税制等を実施する旨決定した(なお、併せて、企業登録の事務手続を15日以内とするなど行政手続の簡素化等も決定)。

#### 1. 優遇税制

(1)企業設立に際しての登録税・印紙税の廃止

(2)新設企業に対する法人税の軽減

— 設立後3年度にわたり課税を免除、4年度目および5年度目は50%の所得控除を認める。

#### 2. 資金供与等

(1)新設企業の資金調達順便化

— 年商2千万フラン未満かつ従業員50人未満の新設企業は、自己資本相当額を上限として中小企業設備金庫(CEPME)から融資を受けることができる。

(2)ロレーヌ地方(注)における企業の新規雇用に対する財政支援

— ロレーヌ地方の企業(新設企業を含む)が84年4月1日~86年12月31日間に労働者を新規雇用(純増ベース)した場合、最低3年間その賃金の3分の1を国庫が負担する。

(注) 同地方では、中心産業である鉄鋼業の構造不況からこのところ雇用情勢の深刻化が甚だしい。

### ◇フランス政府、1985年度予算案を閣議決定

フランス政府は9月12日、1985年度(85年1～12月)予算案を閣議決定した。本予算案では、個人・企業減税措置が盛り込まれている一方、間接税等の引上げや歳出抑制など財政赤字圧縮にも意が用いられており、政府では、「景気刺激的でもデフレ的でもない厳し目の予算」(ベレゴボワ経済財政予算相)と位置付けている。

1. 本予算案の概要をみると(別表参照)、確定収支(日本の一般会計に相当)の歳入は、間接税(石油製品税)等が引上げられる一方、個人所得税・事業税等の減税が実施されることから、前年度当初予算比+4.8%と前年度当初予算の伸び(同+6.5%)を若干下回る見通し。一方歳出も、行政経費の節減等から同+5.9%と前年度当初予算の伸び(同+6.5%)を下回る見込み。この結果、確定収支赤字は△1,385億フランと前年度当初予算(△1,223億フラン)をやや上回る公算。

一方、暫定収支(日本の財政投融资に相当)は赤字額が縮小する見込みであるため(84年度<当初予算>△35億フラン→85年度△13億フラン)、両者を合わせた総合収支赤字額は△1,398億フラン(前年度当初予算△1,258億フラン)と、政府が公約していた名目GDP対比3%程度に収まる見通し(前年度当初予算ベース2.9%<実績見込みベースでは3.3%程度)。

2. 本予算案に盛り込まれた主要措置の具体的内容は以下のとおり。

#### (1)歳入面

##### ①減税措置

##### イ. 個人減税

(イ)インフレ調整減税……所得税の各税率に対応する課税所得の水準を一律7.6%(84年平均のインフレ率見通しに相当)引上げ。

(ロ)個人所得税減税(減税規模100億フラン)……低所得層(年間所得税納税額21,520フラン以下)については通常の所得税納税額を5%軽減、中・高所得層については割増税(注)の税率を5%ポイント引下げ(中所得層<年間所得税納税額21,520フラン超26,900フラン以下>5%→0%、高所得層<同26,900フラン超>8%→3%)。

(注) 所得税納税額が一定水準を超える納税者を対象とし、同納税額の一定割合相当額を徴収する特別税(82年度以降毎年度徴収)。

##### ロ. 企業減税

(イ)事業税減税(減税規模100億フラン)……事業税を一律10%軽減するとともに、その課税額の上限を付加価値額の6%から5%に引下げ。

(ロ)企業設立に際する印紙税の免除

ハ. 社会保障会計に係る特別税の廃止(減税規模120億フラン)

社会保障会計(国家予算とは別建て)の赤字補填策の一環として83年度および84年度に個人所得税納税者から徴収した特別税(前年度課税対象所得の1%)を廃止。

#### ②増税措置

イ. 石油製品に係る間接税の引上げ(増税規模150億フラン)

ロ. 石油会社の収益に対する特別税の創設(同10億フラン)

ハ. 設備投資引当金に係る課税控除の撤廃(同10億フラン)

#### (2)歳出面

##### ①行政経費の抑制

公務員の削減(約5.5千人)等による人件費節減を中心に行政経費を前年比2%削減。

##### ②重点支出項目(雇用対策・産業補助関連支出)

イ. 企業内職業訓練等に対する国庫補助の増加

ロ. 鉱工業部門の国営企業に対する補助金増額(前年比+15.6%)

ハ. 住宅関連支出拡大(同+11.6%)

### フランスの85年度予算案

(億フラン、△印は赤字)

		84年度 予 算 (A)	85年度 予算案 (B)	(注1) (B)/(A)
確 定 収 支	歳 出	9,395	9,953	+ 5.9%
	非軍事支出	7,974	8,451	+ 6.0
	うち(公債費)	700	839	+20.0
	(資本支出)	791	837	+ 5.8
	軍事支出	1,421	1,502	+ 5.7
歳 入	8,172	8,567	+ 4.8	
収 支 尻		△ 1,223	△ 1,385	(△ 3.0)
暫 定 収 支 尻		△ 35	△ 13	(△ 0.0)
綜 合 収 支 尻		△ 1,258	△ 1,398	(△ 3.0)

(注1) 特別引当勘定の収支尻を含む。

(注2) かつこ内は対名目GDP比率。

3. 本予算案の前提となる85年経済見通しの概要は以下のとおり(別表参照)。

#### (1)景気

輸出の増勢持続に加え、減税等に伴う設備投資の活発化や個人消費の回復などから、実質GDPは+2.0

## 84年度予算案の前提となる経済見通し

(貿易収支を除き前年比・%)

	83年 (実績)	84年 (見通し)	85年 (見通し)
実質GDP (マルシャン・ベース)	+ 0.9	+ 1.3	+ 2.0
個人消費	+ 0.9	+ 0.8	+ 1.5
民間設備投資	- 4.0	+ 1.1	+ 2.5
輸出	+ 2.3	+ 4.7	+ 4.1
輸入	- 3.1	+ 3.0	+ 2.6
消費者物価 (年平均)	+ 9.6	+ 7.6	+ 5.2
消費者物価 (12月)	+ 9.3	+ 6.7	+ 4.5
実質賃金 (1人当り)	+ 0.8	0.0	0.0
家計実質可処分所得	- 0.3	+ 0.2	+ 1.6
貿易収支 (億フラン)	△ 490	△ 330	+ 20

%と84年(+1.3%)を上回る伸びとなる見通し。

もっとも、この程度の経済成長率では雇用情勢の改善は望み難く、賃金労働者総数はなお減少傾向をたどる見込み(83年△1.3%→84年△0.6%)。

## (2)物価

原油・国際原料品市況の落着きや賃上げ抑制に伴う国内労働コストの低下などから、85年12月の消費者物価上昇率は前年比+4.5%(84年12月同+6.7%)まで低下する見通し。

## (3)貿易収支

ドル相場の急騰といったことがなければ、フランス産業の国際競争力の向上やエネルギー収支の改善などから、貿易収支は均衡化の見通し(20億フランの黒字、84年は330億フランの赤字)。

## ◇フランス政府、新雇用対策を決定

フランス政府は9月26日、失業問題が深刻化しつつあることから、若年層を主たる対象とする概要次のような新雇用対策を実施する旨決定した。

## (1)若年層を対象とする諸施策

今後85年末までに、21歳以下の若年者全員に対し職業訓練もしくは雇用の機会を与えるようにするため、以下の措置を実施。

## イ. 職業訓練機会の拡充

—企業および公立学校における職業訓練の枠拡大(合計38万人増)

—技術系大学の入学定員数引上げ(85年度につき10~15%増)

## ロ. 公益福祉事業団体等における短期雇用奨励

地方公共団体、病院、学校等に対し、若年失業者をパートタイマーとして最長1年間雇用するよう奨励(賃金は月額最高1,700フランとし、うち1,200フランまでは国が負担)

## ハ. 「青年事業基金」の創設

各県に「青年事業基金(Fonds Initiatives Jeunes)」を設置し、若年者の発意による事業を支援

## (2)一般的雇用促進措置

イ. 失業者による企業設立に対する助成策の拡大(融資額上限の引上げ<1件当り1万フラン→5万フラン>等)

## ロ. 建設・公共事業関連財政支出の増額

ハ. 労働時間短縮等を巡る労使交渉の進展に向けての政府の助言

なお政府では、「本措置により85年末までに55万人の新規雇用が創出されよう」とコメントしている。

## ◇イタリア銀行、公定歩合を引上げ

1. イタリア銀行は9月3日、公定歩合を1%ポイント引上げて16.5%とし、翌4日以降実施する旨決定した。同行の公定歩合引上げは、81年3月22日以来約3年半振りのものである。

新金利体系は以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

## (1)手形割引歩合

商業手形割引……………16.5%(15.5%)、ただし高率適用(注)の場合は19.5%(18.5%)

## (2)貸付歩合

通常貸付……………16.5%(15.5%)

証券担保特別短期貸付……………16.5%(15.5%)、ただし高率適用(注)の場合は最高19.5%(同18.5%)

(注) 商業手形割引および証券担保特別短期貸付の高率適用制度については、6月号「要録」参照。

2. 今次公定歩合引上げにつきイタリア銀行では、「このところ景気回復を反映して在庫増し等の資金需要が極めて旺盛で、国内信用総量の伸びは政府目標(12月末前年比+12.5%)を大きく上回るに至っている(7月末同+16.3%)。かかる動きがせつなく緒についた物価安定化の進展を妨げるとともに、国際収支をさらに悪化させる引金となることを懸念して、今次措置の実施に踏み切ったものである」と説明している。

なお、本措置を受けて、バンコ・ディ・ナポリ、バンコ・ディ・ローマ等大手市中銀行は9月5日以降、相次いでプライム・レートを1%ポイント引上げた(大勢レ

ト、17.0%→18.0%)。

◇イタリア政府、1985年度予算案を閣議決定

イタリア政府は9月28日、1985年度予算案(1～12月、現金ベース)を閣議決定した。本予算案は、経常支出を中心に歳出の伸びを抑制する一方、歳入面でも徴税強化等の措置を盛り込むなど、財政赤字圧縮を狙った緊縮型の内容となっている。

本予算案の概要は以下のとおり(注)。

(1)歳出

公債利払費の増嵩(前年度実績見込み比+15.0%)、国営企業の赤字補填等に係る資本支出の拡大(同+11.4%)にもかかわらず、①公務員給与の抑制(賃上げ率は物価上昇率並みの+7%にとどめる)、②保健・教育・社会保障関係支出の抑制等による経常支出の伸び圧縮(同+7.1%)から、歳出全体の伸びは前年度実績見込み比+9.0%と同年の名目GDP成長率(見通し、+10.6%)を下回る見込み。

(2)歳入

付加価値税体系の是正、脱税防止対策の強化等により、歳入の伸びは前年度実績見込み比+11.6%と、歳出の伸びを上回る見通し。

(3)財政収支尻

以上の結果、財政収支尻赤字は△96兆4.750億リラとほぼ前年度実績見込み(△95兆8.000億リラ)並みの規模にとどまり、名目GDP対比では14.3%(前年度実績見込み15.7%)に低下する見通し。

(注) なお、本予算案の前提となる85年経済見通しは次のとおり。

- 実質GDP成長率 +2.5%(84年見込み+2.8%)
- 消費者物価上昇率 +7%(同+10%強)(年平均)

◇オランダ、85年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月18日、85年度(85年1月～12月)予算案を発表した。今次予算案では、財政赤字圧縮の観点から歳出の伸びを厳しく抑制すると同時に、歳入面でも85年度に実施を予定していた法人税率の一段引下げを翌年度に繰延べている点が特徴的である。

本予算案の概要は次のとおり(注)。

(1)歳出…おおむね前年度実績見込み並みの水準(前年度比+0.8% <前年度当初予算ベース+2.6%>)にとどまる見通し。これは、雇用促進の観点からの雇用者負担社会保険料の軽減措置実施に伴う国庫負担増(約15億ギルダー)にもかかわらず公務員給与・年金、失業・医療保険等に対する物価スライド制適用停止等の歳出削減措置(歳出削減効果、合計93億ギルダー)が実施さ

れることによるもの。

(2)歳入…景気回復の持続が見込まれるうえ85年度中に実施が予定されていた法人税率の一段引下げ(43→40% <昭和58年10月号「要録」参照)が翌年度に繰延べられることとなった結果、前年度実績見込み比+2.4%と前年度の伸び(当初予算ベース+1.3%)を上回る見通し。

(3)収支じり…以上の結果、財政赤字額は294億ギルダーと、前年度実績見込み比18億ギルダー(同当初予算比65億ギルダー)縮小する見通し。なお、公共部門全体(地方自治体等を含む)の財政赤字額の対国民所得比率も改善の見込み(84年度実績見込み10.5%→85年度計画9.7%)。

オランダの85年度予算案

(単位・億ギルダー、△印は赤字)

	1984年度		1985年度		
	当初(A)	実績見込み(B)	当初(C)	C/A	C/B
歳入	1,268	1,317	1,348	+6.3%	+2.4%
歳出	1,627	1,629	1,642	+0.9%	+0.8%
収支じり	△359	△312	△294		
公共部門財政赤字の対国民所得比	%	%	%		
	12.1	10.5	9.7		

(注) 本予算案の基礎となる政府の85年経済見通しは次のとおり。

オランダの85年経済見通し

(前年比伸び率、単位・% <失業者、経常収支を除く>)

	1984年 実績見込み	1985年 見通し
実質国民所得	1.5	2.0
実質個人消費	△0.5	0.5~1.0
実質民間設備投資	5.0	2.0
消費者物価上昇率	3.5	1.5
失業者数(千人)	830	830
経常収支(億ギルダー)	+150	+170

◇ノルウェー、ノルウェー・クローネを実質2%切下げ

ノルウェー中央銀行は9月22日、ノルウェー・クローネを主要14ヵ国通貨バスケット指数(昭和57年8月号「要録」参照)に対し2%切下げ、9月24日から実施する旨発表した。本措置につき、ノルウェー中央銀行は「最近

の米ドル相場高騰によりノルウェー・クローネ相場が対欧州通貨比割高となっており、これが国際競争力の低下を通じ輸出の伸び悩みを招く恐れがあることから今回切下げに踏切ったものである」旨説明している。

## アジア諸国

### ◇韓国、2年連続の黒字予算案を国会に提出

韓国政府は9月20日、1985年度(暦年)の予算案を国会に提出した。本予算案について、政府首脳は、「歳出規模は前年度比+9.7%増に策定されたが、増加分の大宗は当然増経費で占めているため、実質的には84年度予算に続く緊縮型」(申副首相兼経済企画院長官)と説明。なお、本予算案は85年度経済見通し(実質成長率+7.5%、GNPデフレーター上昇率+2.0%)を基礎に編成されたもの。

歳出入面の特色は次のとおり。

(1)歳出面では国防費、教育費、地方交付金といった当然増経費や社会経済開発費(科学技術開発向け中心)が比

### 韓国の1985年度予算案(一般会計)

(単位:億ウォン、%)

		1984年度		1985年度		
		当初予算	前年度比	予算案	構成比	前年度比
歳入	租 税	96,937	10.3	109,909	89.5	13.4
	うち内国税	64,546	6.8	73,657	60.0	14.1
	関 税	15,804	30.4	16,868	13.7	6.7
	防衛税	13,740	7.9	16,363	13.3	19.1
	教育税	2,847	10.1	3,021	2.5	6.1
	専売益金	8,460	1.9	8,290	6.8	△ 2.0
入	国債発行	0	—	0	0	0
	その他	4,270	△ 6.1	4,552	3.7	6.6
	合 計	109,667	△ 5.3	122,751	100.0	11.9
歳出	一般行政費	2,010	0.1	2,045	1.8	1.7
	国防費	34,516	0.9	38,258	33.6	10.8
	教育費	19,153	4.6	21,239	18.6	10.9
	一般公共事業費	12,227	△ 2.0	12,095	10.6	△ 1.1
	社会経済開発費	17,069	△ 1.9	19,151	16.8	12.2
	地方交付金	8,565	△ 0.2	10,076	8.8	17.6
	人件費等	10,323	2.6	11,096	9.8	7.4
	合 計	103,863	0	113,960	100.0	9.7

較の高い伸びとなるものの、一般公共事業費、行政費等は前年水準並みに抑制されるため、歳出全体では前年度比+9.7%と1桁台の伸びにとどまっている。

(2)歳入面では景気拡大による個人所得税、法人税の増収に加え、物品税率引上げ効果もあって前年度比+11.9%と2桁台の伸びが予測されている。このため財政収支尻は84年度当初予算(5,500億ウォン)に続き8,791億ウォンの黒字が見込まれており、当局ではその一部を国債の繰上げ償還に充当する方針(申副首相兼経済企画院長官)。

### ◇中英両国、香港返還合意文書に仮調印

中英両国政府は、1997年に租借期限切れとなる香港の将来の在り方をめぐり、82年9月の英・サッチャー首相訪中以来2年間にわたり交渉を継続してきたが、84年9月26日、以下の内容を骨子とする合意文書に仮調印を行った。

- ①英国の香港統治は97年6月30日で終了し、同年7月1日以降は中国が香港の主権および統治権を回復する。
- ②中国は主権回復後、香港特別行政区を設置し、同行政区政府に対し、外交、国防を除く高度な自治を認める。
- ③特別行政区では97年以降50年間は資本主義を維持することとし、社会・経済等の現行諸制度は大きく変更しない。
- ④現行土地契約は97年以降も行政区の法により引続き保障される。
- ⑤香港住民は97年以降中国国民となるが、97年時点で英国パスポートを保有する住民に対しては第3国において英国領事の保護を受けられるものとする。
- ⑥合意事項の実施とスムーズな政権移行を図るため、2000年まで中英合同連絡委員会を設置する。
- ⑦共同宣言ならびに3つの付属文書から成る合意事項はすべて法的拘束力を有する。
- ⑧合意文書については85年6月までに中英両国間で批准書交換のあと、直ちに発効する。

### ◇シンガポール、金融管理庁法を改正

シンガポール国会は8月24日、同国金融管理庁(MAS)の機能拡充・強化を目指した改正金融管理庁法(Monetary Authority of Singapore <Amendment> Act)を可決した。主な改正点は以下のとおり。

(1)政府機関等に対する金融サービスの拡充

MASは政府・公団および政府の出資比率が20%を超える民間企業(61社)に対して、新たに、①これら機

関から受入れる預金に対する付利(従来は付利禁止)、  
②債券発行業務の代行、などの金融サービスを行うことができる。

(2)非銀行金融機関に対する監督権限の強化

ファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンク、リース会社、クレジットカード会社等非商業銀行金融機関に対しても、商業銀行に対する場合と同様、ライセンス発給をはじめとする広範な監督・指導権限を有する。

(3)MASの内部管理に関する自由裁量権拡大

MASは、職員の雇用、昇給等の決定、人事管理制度の変更にあたり、従来より一段と弾力的な裁量権を有する(これまでは公務員人事管理委員会〈Public Service Commission〉の勸告ないし許可が必要)。

(4)MAS職員の守秘義務違反に対する罰則強化(罰金5千シンガポール・ドル→2万シンガポール・ドル)

(5)MAS職員等の身分保証の明文化

MAS職員および同庁の監督下にある関係者は、MAS法に則り誠実に職務遂行に努める限りは起訴等法律的拘束を受けない。